

移動等円滑化取組計画書

令和3年 6月29日

住 所 北海道札幌市中央区北11条西15丁目
事業者名 北海道旅客鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 島田 修

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設の整備に関する事項

当社では、乗降数3,000人以上/日の駅は39駅あり、うち36駅については段差解消1ルート整備済みです。段差解消未整備である3駅につきまして、島松駅は令和4年度内に整備完了予定とし、篠路駅については札幌市の都市計画事業として高架化が計画されており、高架化に伴い整備を行う予定です。残る上野幌駅については、施工方法について検討中です。令和2年度の移動等円滑化取組計画書で段差解消未整備の対象駅でありました北海道医療大学駅、南小樽駅については、新型コロナウイルスの影響もあり令和2年度は乗降数3,000人以上/日を下回っていますが、段差解消に向けて整備を進めており、北海道医療大学駅は令和2年度に整備が完了しています。また、南小樽駅は令和4年度内に整備完了予定としています。

なお、小樽駅、北広島駅、帯広駅については段差解消済みですが、障害者対応型エスカレーターによる段差解消（小樽駅）、改札外エレベーターによる段差解消（北広島駅、帯広駅）となっており、移動等円滑化基準第4条に適合していない状況です。北広島駅については令和5年の北海道ボールパーク開業にあわせ整備を計画しております。小樽駅及び帯広駅については、令和2年度の移動等円滑化取組計画書で報告した段差解消未整備駅5駅の整備後に検討を行います。

②車両の整備に関する事項

老朽化した車両をバリアフリー化された車両に順次更新します。

- ・H100形一般気動車を54両導入（令和6年度まで）
- ・261系1000代特急気動車を26両導入（令和4年度まで）

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①車いすをご使用のお客様が、駅係員不在の時間帯や無人駅のご利用をご希望された際、介助を行う駅員の手配が困難な場合があり、他の駅や他の列車のご利用をご相談することがありますが、ご希望の駅・列車のご利用を少しでも可能とする方法を検討します。また、お客様の行動選択の

ために必要となる、各駅のバリアフリー設備の情報をより簡易に入手できるよう、情報提供の方法を検討します。

②障がいをお持ちの方の介助方法や障害者差別解消法の理解深度化など、社員の教育を継続して実施します。

③視覚障がい者の線路転落防止や、災害発生時におけるお手伝いが必要なお客様の避難誘導の方法について訓練を行うなど、障がいをお持ちの方の安全の確保に取り組みます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
南小樽駅	こ線橋切替、旧こ線橋撤去およびエレベーター基礎工事を行います。(令和3年度)
島松駅	こ線橋改修とエレベーターシャフト新設をおこないます。(令和3年度)
H100形一般気動車 261系1000代	H100形一般気動車を30両導入します。(令和3年度) 261系1000代特急気動車を18両導入します。(令和3年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー講習会の実施	駅社員を対象に「接遇ガイドライン」に関する講習会を実施し、介助技術の習熟を図ります。
各種設備の維持管理	各種設備の機能を継続して提供できるよう、定期的な点検を実施するとともに、工事等で使用できない場合は、障害者団体等を通して情報提供を行います。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
放送による呼びかけ	ホームから線路への転落等を防止するなど列車をご利用の際の安全確保を目的に、お手伝いを必要とされるお客様への呼びかけ放送を実施します。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページのアクセシビリティ強化	バリアフリーに関するページにアクセスしやすいよう、ホームページの構成の見直しを実施します。
無人駅の情報提供	無人駅の設備情報など、お客様の行動選択のために必要な情報の提供を進めます。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がいをお持ちの方が参画する研修の実施	駅社員向けに実施する講習会において、障がいをお持ちの当事者による講話、実技研修を行います。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「声かけ・サポート運動」	視覚障がい者をはじめ、お手伝いを必要とするお客様へ、お困りごとは無いかの声かけの協力を利用者にもお願いをする「声かけ・サポート運動」を実施します。
各種ポスターの掲出	エレベーターや多機能トイレの適正利用等、バリアフリー推進に関する関係省庁からのポスター掲出依頼に対し、積極的に協力します。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・ハード・ソフトそれぞれに対する取組、進捗状況を確認するため、バリアフリーに関する会議を定期的開催します。 ・障がいをお持ちの方の移動のプロセスを関係者全体で作りに上げていくため、自治体や他の交通事業者、商業施設、障がいをお持ちの方々との情報交換を行います。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
H100形一般気動車	令和4年度から令和6年度までに24両導入します。	前年度計画に新規に追加したためです。

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表します。

VI その他計画に関連する事項

旅客設備及び車両等の整備に関する事項については、当社の中期経営計画及び令和3年度の経営計画に位置付けられています。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。